

議事日程第5号

平成24年12月20日(木)

第1 議案上程(議案第85号から第109号まで)

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別)

質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第1は議事日程に同じ

第2 議会案上程(議会案第33号から第38号まで)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

出席議員(18人)

1番 三浦桂寿	2番 佐藤誠	3番 畠山富勝
4番 船橋金弘	5番 三浦利通	6番 佐藤巳次郎
7番 吉田直儀	9番 蓬田信昭	10番 安田健次郎
11番 米谷勝	12番 高野寛志	13番 古仲清紀
14番 土井文彦	15番 小松穂積	16番 中田謙三
17番 戸部幸晴	19番 笹川圭光	20番 吉田清孝

欠席議員(1人)

8番 中田敏彦

議会事務局職員出席者

事務局長	江畑英悦
副事務局長	木元義博
主査	湊智志
主査	武田健一

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部 幸男	副市長	伊藤 正孝
教育長	杉本 俊比古	監査委員	湊 忠雄
総務企画部長	山本 春司	市民福祉部長	加藤 透
産業建設部長	渡辺 敏秀	教育次長	小玉 一克
企業局長	佐藤 稔	総務企画課長	原田 良作
海フェスタ推進室長	加藤 秋男	財政課長	目黒 重光
税務課長	杉本 光	生活環境課長	齊藤 豊
子育て支援課長	天野 綾子	福祉事務所長	鈴木 金誠
農林水産課長	佐藤 喜代長	観光商工課長	松橋 光成
建設課長	伊藤 岩男	若美総合支所長	大坂谷 栄樹
病院事務局長	船木 道晴	会計管理者	石川 静子
学校教育課長	鈴木 雅彦	生涯学習課長	鎌田 和裕
監査事務局長	杉山 武	農委事務局長	高橋 郁雄
企業局管理課長	船木 吉彰	選管事務局長	(総務企画課長併任)

午後 2時01分 開 議

○議長（吉田清孝君） これより、本日の会議を開きます。

中田敏彦君から欠席の届け出があります。

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 議案第85号から第109号まで一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第85号から第109号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。最初に総務委員長の報告を求めます。12番高野寛志君

【12番 高野寛志君 登壇】

○12番（高野寛志君） 総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第85号男鹿市空き家等の適正な管理に関する条例の制定についてであります。

本議案は、所有者等による空き家等の適正な管理の促進を図ることにより、事故、犯罪、火災等を未然に防止し、生活環境及び景観の保全に寄与するため、本条例を制定するものであります。

委員より、第1点として、生活保護受給者であった方が死亡し、残された空き家が管理不全な状態である場合の対応について質疑があり、当局から、登記簿や戸籍等により、所有者や相続人の調査を実施し、所有者または相続人が確認できた場合は、その方へ助言、指導、勧告または命令していくこととなる。

一方、持ち主が不明、相続人も明らかでない場合、または相続放棄している場合は、相続財産は法人となり、市は利害関係人として相続財産管理人の選任を家庭裁判所に請求していくこととなるが、ここに至るまでは相当の期間と事務量、経費が見込まれるものである。これらを経た上で最終的には代執行となるが、除却後、土地等が売却されても代執行に要した経費に不足する場合は、不納欠損処分 of 適用も想定されるものと考えているとの答弁があったのであります。

第2点として、各町内会長から危険と思われる空き家等について179件報告されているが、所有者等の調査は実施しているのかとの質疑があり、当局から、所有者等の実質的な実態調査に関しては、個人情報の問題等もあり、今回提案している条例に基づき、施行後実施されるものである。

179件については、町内会長から目視により、特に危険である空き家等を報告いただき、それに基づき職員が現地に出向き、外観からの現地調査を実施したものである。この結果、できれば除却、あるいは大規模修理が必要なものが56件、危険性が高く除却すべきと思われるものを13件としているものであるとの答弁があったのであります。

第3点として、空き家を除却した場合、住宅用地に対する特例がなくなり、固定資産税が増額となることへの対応について、どのように考えているのかとの質疑があり、当局から、現状では空き家を除却した場合、固定資産税は最大で税額が4.2倍となるが、この条例に基づく助言または指導の中で十分に説明してまいりたいとの答弁があったのであります。

さらに委員より、空き家解体に伴う固定資産税増額分の軽減等の考え方について質疑があり、当局から、固定資産税増額分の軽減も検討はしたが、地域により土地の評価額の違いもあることから、平等性も考慮し、空き家の除却に要する解体費や廃材運搬、処分費に対する補助制度としたものであるとの答弁があったのであります。

第4点として、当面緊急性のある危険性が高く除却すべき13件についての今後の対応と体制について、どのように取り組んでいくのかとの質疑があり、当局から、所有者等の必要な情報収集を行い、指導または助言していくこととなるが、債権・債務などの権利関係等の調査にある程度の期間を要するものと考えている。体制としては、空き家等の事故、犯罪、火災等を未然に防止することなどの観点から、危機管理班が担当となり対応していくが、条例に基づく立ち入り調査以降は、庁内の関係課長により構成するワーキンググループにより調査を行い、必要な措置を検討していくものであるとの答弁があったのであります。

第5点として、当面の危険を及ぼす空き家に対しての対処も当然必要だが、老朽化していない空き家も数多く見受けられる。将来を見据えての対応も検討していくべきではないかとの質疑があり、当局から、このたびの条例については、管理不全な状態

の空き家等が近隣住民に影響を与えないよう、現状において危険な空き家等に対処する考えで制定するものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第95号財産の取得についてであります。

本議案は、男鹿市消防団の小型動力ポンプ積載車を整備するため、平成24年11月8日に指名競争入札を執行した結果、能代市栄町12番3号、株式会社能代消防センター代表取締役川間政男から小型動力ポンプ積載車6台を2千47万5千円で取得するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。15番小松穂積君

【15番 小松穂積君 登壇】

○15番（小松穂積君） 教育厚生委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第86号男鹿市立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、払戸小学校を男鹿市払戸字渡部97番地に移転するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第87号男鹿市福祉事務所設置条例及び男鹿市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、障害者自立支援法が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合福祉法）に改正することに伴い、条文を整理するため、各条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第88号男鹿市指定地域密着型サービス事業に関する条例の制定について及び議案第89号男鹿市指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例の制定についてであります。

本2議案は、地域主権一括法の施行に伴い、介護保険法が一部改正され、指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業に関する基準を市の条例に定める必要が生じたため、各条例を制定するもので、一括上程、一括審査したものであります。

委員より、第1点として、市内の各事業所では本条例案の条項にある施設の設備基準等条件を満たしているのかとの質疑があり、当局から、地域密着型の事業所については、従来から市が指定及び監督の権限を持って対応してきており、厚生労働省令に定める基準により確認した後、指定しているところである。このことから、これまでの厚生労働省令と同様の基準を市の条例に定めるものであり、市内各事業所では人員や施設の設備基準等が既に満たされており、本条例を制定することで事業所の運営には影響がないものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、夜間対応型訪問介護の必要性について質疑があり、当局から、夜間対応型訪問介護の内容は、「夜間において定期的な巡回または随時通報により要介護者の居宅を訪問し、排泄、介護、日常生活上の緊急時の対応等を行うサービス」となっている。このサービスの必要性については認識しているが、本市においては利用者ニーズが少なく、事業者においても経営面等から見て実施することは困難であると同っているとの答弁があったのであります。

さらに委員より、利用者ニーズが少なければ仕方ない面もあるが、夜間対応については、可能な限り現実に見合った形での対応をお願いしたいとの要望があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第90号男鹿市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地域主権改革による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第96号男鹿市立保育園の指定管理者の指定についてであります。

本議案は、男鹿市立保育園の指定管理者として、社会福祉法人男鹿保育会を指定するものであります。

当局から、今定例会で指定の議決をいただければ、男鹿保育会では職員募集を開始する予定としている。正職員については、保育士57人程度、調理員4人程度、合計61人程度を採用することとしており、募集期間は12月21日から翌年1月15日、試験日は平成25年1月27日、日曜日を予定している。

嘱託職員については、児童クラブの指導員として13人の採用を予定しており、募集期間は平成25年1月10日から2月20日まで、試験日は2月24日、日曜日。

また、臨時職員として保育士、看護師、調理補助員、作業手、保育サポーター及び児童クラブ指導員補助を登録制とし、必要に応じて任用することとしており、募集期間は平成25年1月10日から2月28日までを予定しているとの説明があったのであります。

本案について、委員より、第1点として、現在の正職員51人中14人が法人への派遣に同意しない意向を示しているが、その対応策として本会議でも質疑のあった1園を市立保育園として存続させる手法に対する考え方について質疑があり、当局から、法人派遣に伴う意向調査後に再度個別に面接を実施したところである。派遣に同意しない職員には、若手職員が多く、クラス担任として児童の安全確保や感染症の集団発生への対応、保護者からのクレーム対応などの重責に対し、非常に大きなストレスを感じて自信を失い、保育業務から離れたいという意見があった。さらに、みずからも育児中で、仕事でも家庭でも四六時中保育に携わることで、仕事とプライベートの切りかえができず、体調不良に至るケースもあるとのことであった。市としては、このような現状から、職場環境を変えるなどメンタルヘルス面でのケアも必要と考えている。仮に一つだけ残した市立保育園に、派遣に同意しない保育士が集中して配属された場合、意欲の低下から保育業務にも影響が出てくる可能性があるほか、地域の保護者等からもご理解いただけないことも予想されることから、市内すべての保育園で指定管理を同時にスタートさせたいと考えているとの答弁があったのであります。

さらに委員より、派遣に同意しない保育士が一般事務職に異動となった場合の保育士確保の考え方について質疑があり、当局から、派遣に同意しない保育士については、一般事務職での勤務状況を見ながら、当面は法人の臨時職員で対応してまいりたい。

また、来年度の法人における保育士の確保については、正職員、臨時職員、合わせて75人程度必要と見込んでいるが、現在、臨時職員として登録している保育士70人のほか、新卒者などの新規雇用で5人程度確保できれば、これまでと同程度の保育業務が可能と考えているとの答弁があったのであります。

第2点として、派遣された市職員と法人職員の給料格差により、保育業務に少なからず影響が出てくる可能性があるが、その対応について質疑があり、当局から、待遇格差の改善については、各種手当を市と同様に支給するほか、期末・勤勉手当についても5年程度で段階的に市職員と同じ支給率にしたい考えである。さらには、初任給についても、これまでの経験年数を加味して引き上げるほか、定期昇給も実施することで待遇改善を図ってまいりたいとの答弁があったのであります。

さらに委員より、保育士として採用された職員が一般事務職に異動する際には、配属部署について十分吟味して対応しなければ、事務の停滞につながることも懸念されるとの意見があったのであります。

第3点として、法人への市職員の派遣については、感情的な面もあり、所管課としては非常に心労が伴う事案だと考える。派遣に同意しない職員の人事配置については、市立幼稚園への配属や保育業務に関する部署への配置などについて考慮するとともに、一定数の臨時職員を確保しながら、可能な限り希望に沿った形で職員配置し、数年後の保育現場への復帰も視野に入れながら、粘り強く対応していただきたいとの要望があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第97号男鹿地区衛生処理一部事務組合理約の一部変更についてであります。

本議案は、男鹿地区衛生処理一部事務組合の共同処理するし尿処理及び浄化槽汚泥処理に関する事務について、潟上市の区域の範囲を旧天王町区域から潟上市全域に変更するため、本規約の一部を変更するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上により、教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。5番三浦利通君

【5番 三浦利通君 登壇】

○5番（三浦利通君） 産業建設委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第91号男鹿市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地域主権改革による下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の構造並びに都市下水道の構造及び維持管理に関する基準を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第92号男鹿市営住宅及び共同施設の整備に関する条例の制定についてであります。

本議案は、地域主権改革による公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅及び共同施設の整備に関する基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

本案について、委員より、今後の公営住宅建設への影響について質疑があり、当局から、これまでの公営住宅建設に当たっては、国の基準に基づき進めてきたところである。本条例は、国の基準を参酌し構成していることから、今後の住宅建設整備は、これまで同様に進められるものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第93号男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地域主権改革による公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅入居者の資格に関する基準を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第94号男鹿市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定についてであります。

本議案は、地域主権改革による水道法の一部改正に伴い、布設工事監督者の配置及び資格に関する基準並びに水道事業管理者の資格に関する基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

本案について、委員より、資格者育成のあり方について質疑があり、当局から、本

条例に規定された水道事業布設工事監督者及び技術管理者が有すべき経験年数を満たすためには、今後、一層計画的な人事管理が必要となるものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。1番三浦桂寿君

【1番 三浦桂寿君 登壇】

○1番（三浦桂寿君） 予算特別委員会に付託されました議案第98号から第109号までの審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、去る13日に開会し、各予算について補足説明を受け、質疑を行ったのであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみご報告申し上げます。

第1点として、消防広域化の現状課題における今後の取り組みと見通しについて。

第2点として、脇本駅の改修に対する考え方とあわせ、JR東日本への要望等について。

第3点として、透析患者への交通費を含めたさらなる支援策について。

第4点として、スポーツ振興を図るための環境整備とあわせ、今後の取り組みと考え方について。さらに、若美スキー場の利活用と管理運営について。

第5点として、常設の公認グラウンドゴルフ場新設の請願採択に対する今後の考え方について。

第6点として、選挙ポスター掲示板の材質及び再利用の考え方とあわせ、その設置状況について。さらに、投票所の削減による投票率向上に向けての取り組み等について、などの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

各分科会とも、すべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

また、本日の予算特別委員会において、議案第 99 号平成 24 年度男鹿市一般会計補正予算第 6 号の修正案が提出されたものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第 98 号及び議案第 100 号から第 109 号までについては、原案のとおり可決及び承認すべきものと決した次第であります。

また、議案第 99 号平成 24 年度男鹿市一般会計補正予算第 6 号については、修正案及び修正案を除く原案について可決されたものであります。

以上で、報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議案第 99 号平成 24 年度男鹿市一般会計補正予算第 6 号についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、修正案可決及び修正案を除く原案可決であります。本件を委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田清孝君） 起立多数であります。よって、議案第 99 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号から第 98 号まで及び第 100 号から第 109 号までを一括して採決いたします。

本 24 件に対する委員長の報告は可決及び承認であります。本 24 件は、各委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 85 号から第 98 号まで及び第 100 号から第 109 号までは、原案のとおり可決及び承認されました。

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第 33 号から第 38

号までが提出されました。この際、本6件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、本6件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第2 議案第33号から第38号までを一括上程

○議長(吉田清孝君) 日程第2、議案第33号から第38号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第33号 地域経済活性化と雇用対策強化のための地方財政の充実を求める意見書

議案第34号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書

議案第35号 生活保護基準の引き下げをしないことを求める意見書

議案第36号 「教育費無償化」の前進を求める意見書

議案第37号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書

議案第38号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書

○議長(吉田清孝君) お諮りいたします。本6件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思います。

(「議長、ちょっと休憩お願いします。」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 暫時休憩いたします。

午後 2時32分 休 憩

午後 2時35分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本6件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第33号から第38号までを一括して採決いたします。本6件については、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議会案第33号から第38号までは原案のとおり可決されました。

地域経済活性化と雇用対策強化のための地方財政の充実を求める意見書

我が国経済が、依然として停滞している中で、少子高齢化の急速な進展により、国の一般歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化や持続可能性の確保が一層重要となっています。

こうした中、地方財政は多くの社会保障サービスを提供しており、また、地域経済の活性化や雇用の確保、セーフティネットの構築など、その果たすべき役割はますます増大しています。特に、介護・福祉、農林水産、環境など雇用の創出が期待できるこれらの政策分野について、取り組みの充実・強化が求められています。

よって、国においては、地域経済の活性化や雇用対策の強化など、増大する財政需要に応じた財源を地方自治体が安定的に確保できるよう、次の事項の実現を強く要望します。

記

- 1 2013年度地方財政計画の策定にあたっては、医療、介護、子育て支援分野の人材確保など、少子高齢化に対応した施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの普及をはじめとした環境対策の推進など、今後増大する財政需要を的確に捉え、少なくとも今年度の地方財政計画の規模を下回ることがないようにすること。
- 2 地方交付税の総額確保と小規模自治体に配慮した再分配機能の強化、国税5税に係る地方交付税の法定率の改善、基準財政需要額の算定における社会保障分野の単位費用の改善など、地方財政の充実強化を図るための抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年12月20日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

衆議院議長様

参議院議長 平田健二様

内閣総理大臣 野田佳彦様

総務大臣 樽床伸二様

財務大臣 城島光力様

介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書

介護職員の処遇改善の取り組みとして、平成21年10月から実施されていた介護職員処遇改善交付金制度は、平成24年度介護報酬改定で、介護報酬に組み込まれ、介護職員処遇改善加算として継続されることとなりました。しかし、この加算制度については「経過的な取り扱いとして、平成27年3月31日までの間」とされ、次回

の改定以降の加算制度の継続については、極めて不透明な状況です。

超高齢社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足は深刻で、離職者が依然として高い状況が続いており、介護事業者は介護職員の確保に苦慮しています。「介護崩壊」をくい止め、安全・安心の介護を実現するためには介護職員確保にむけ、賃金改善などの処遇改善が不可欠です。介護職員の賃金実態は、全労働者平均と比較しても、およそ3分の2程度で、約10万円以上も低い実態があります。政府公約である介護職員への4万円の賃上げからも、介護職員処遇改善加算は廃止ではなく、継続し拡充させることが求められます。また、介護職員処遇改善加算においても、これまでの介護職員処遇改善交付金のしくみを踏襲し、国民の負担増にならない方法で行われる必要があります。

安全・安心の介護実現のための介護職員の人材確保を図るため、下記の事項について要望します。

記

- 1 介護職員処遇改善加算を2015年4月1日以降も継続すること。
 - 2 介護職員処遇改善加算の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年12月20日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

内閣総理大臣 野田佳彦様
厚生労働大臣 三井辨雄様
財務大臣 城島光力様
文部科学大臣 田中眞紀子様
総務大臣 樽床伸二様
秋田県知事 佐竹敬久様

生活保護基準の引き下げをしないことを求める意見書

日頃、国民生活の向上にご尽力賜り、感謝申し上げます。

国は、老齢加算を廃止し、毎月の生活保護費を約2割減らしました。その結果、「食事を1日2回にした」、「知り合いの葬式にも出席できない」など、人間らしいくらしができなくなっています。

その上、厚生労働省は社会保障審議会生活保護基準部会を開き、年内にも生活保護基準の引き下げを決めようとしています。生活保護基準の引き下げは、利用している人たちのくらしを大変にし、最低賃金や年金、就学援助など各種制度に影響します。

国民生活の最低保護基準の土台をなす生活保護制度は、国の責任で保障すべきです。以上の理由から、下記事項について要望します。

記

- 1 生活保護の老齢加算を復活すること。
- 2 生活保護基準の引き下げをしないこと。
- 3 生活保護費の国庫負担を現行の75%から全額国庫負担にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年12月20日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

内閣総理大臣 野田佳彦様

厚生労働大臣 三井辨雄様

「教育費無償化」の前進を求める意見書

国が「社会全体であなたの学びを支えます」と宣言し、2010年度から「公立高校授業料不徴収および私立高校等就学支援金制度（高校無償化）」を始めました。それは「受益者負担主義」からの転換を意味し、教育の機会均等を保障するものとして、大いに歓迎できるものでした。

しかし、父母が負担する学校教育費は、就学支援金が出ているにもかかわらず、私立高校で68.5万円、授業料不徴収となったにもかかわらず、公立高校で23.7万円（文科省「平成22年度子どもの学習費調」）と、依然として家計の中で大きなものとなっています。長引く不況のもとで所得が下がり、これ以上の教育費負担は難しいという家庭も増えています。そうした実情を受けて、独自措置で一定の年収以下の家庭に私立高校授業料を実質無償化する自治体も生まれています。しかし、自治体の努力に頼る方法は、地方財政の厳しさからも限界があります。教育を受ける権利が自治体による格差で左右されてはなりません。そのために、国は責任をもって教育費の父母負担軽減を進める必要があり、「高校無償化」は維持するだけでなく、大きく拡充すべきです。

「高校無償化」法の附帯決議には、「3年後（＝2013年度）に『見直し』を行う際には経済的負担の軽減の状況や教育の機会均等を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずる」とあります。しかし、一部には所得制限導入など「高校無償化」の理念を損なう「見直し」を検討すべきだという声があり、今年度の「見直し」に影響を及ぼすことが十分考えられます。「高校無償化」は、本来の趣旨に沿った拡充のための「見直し」こそ必要です。

日本政府は、9月11日に国際人権A規約の「漸進的無償化条項」（13条2項（b）（c））の適用「留保」の撤回を閣議決定し、国連に通告しました。1979年に条例批准したものの、33年に及んだ「留保」により、高校・大学授業料の無償化や給付制奨学金の整備が遅れ、長く世界の流れから取り残されてきました。ようやく、国際的に「あたりまえ」の「教育費無償化」に歩き出したのです。「高校無償化」法の附帯決議でも、「給付制奨学金制度創設」や「低所得者世帯への負担軽減」、「私学助成の充実」、「特定扶養控除見直しによる負担増の解消」が決議されています。1日

も早く、公私ともに高校・大学の無償化を前進させ、社会全体で高校生・大学生の学びを支えることが強く求められています。

よって、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1 国は、「高校無償化」の維持・拡充を進めること。
- 2 国は、高校生・大学生に対する「給付制奨学金」制度をつくること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年12月20日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

衆議院議長様

参議院議長 平田健二様

内閣総理大臣 野田佳彦様

文部科学大臣 田中眞紀子様

財務大臣 城島光力様

総務大臣 樽床伸二様

「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書

2001年以降、学級編成の弾力化が進められ、父母・住民の要望に応じて独自に少人数学級を実施する自治体が全国に広がりました。国の「指導方法工夫改善」等の加配を転用する形で少人数学級が進められる一方で、少ない自治体が独自の努力で少人数学級を実施してきました。

こうした動きに後押しされ、国は2011年4月に義務標準法を改正し、小学校1

年生の学級編成基準を35人に引き下げました。その結果、少人数学級はさらに広がりましたが、国が新たな教職員定数改善計画を策定しなかったため、自治体にとっては長期的な計画に沿った教員配置ができないという問題を残し、独自措置による財政負担はそのままとなりました。

さらに、今年度は「小学校2年生35人以下学級」を法改正せずに加配配置で実施するとしたため、財政負担軽減や少人数学級の広がりを期待する自治体を裏切る形となりました。

少人数学級は誰もが必要であると認めています。しかし、それを自治体負担に転嫁するならば、財政力の違いによる自治体間格差が生じることになります。教育の機会均等を保障するためには、国が責任を持って少人数学級を実施することが強く求められています。

国が構造改革路線を突き進み、地方にしわ寄せをおこない「定数くずし」等の安上がり政策を進めてきた結果、学校では臨時・非常勤が増え続けています。このような非正規だのみの状態は、子どもたちにとっても、ともに働く教職員にとっても十分な環境とはいえません。教職員定数を改善するとともに、臨時・非常勤の正規化を進める必要があります。

日本の「教育機関への公財政支出の対GDP比（2009年）」は3.6%で、3年連続OECD諸国の最下位です。これをOECD平均並みの5.4%まで引き上げれば7兆円から8兆円の教育予算を増やすことができます。地方に負担を押し付けるのではなく、国が責任を持って教育予算を増やし、全国の教育条件整備を進める必要があります。

よって、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1 国の責任で、すべての小中学校、高校で30人学級を実現すること。
 - 2 国は、新たな教職員定数改善計画をつくり、計画的に教職員を増やすこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年12月20日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

衆議院議長様

参議院議長 平田健二様

内閣総理大臣 野田佳彦様

文部科学大臣 田中眞紀子様

財務大臣 城島光力様

総務大臣 樽床伸二様

安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書

厚生労働省は2011年6月17日、医政局長、労働基準局長、職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、保健局長の5局長連名で「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについての通知」を発出しましたが、その中で「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤交替制労働者の勤務環境改善は喫緊の課題」としています。

全国各地で大問題となっている「医療崩壊」「介護崩壊」の現状は、東日本大震災で改めて明らかになり、医師・看護師・介護職員など医療・福祉労働者の深刻な人手不足が浮き彫りになりました。「医療崩壊」「介護崩壊」をくい止め、安全・安心の医療・介護を実現するためには看護師などの夜勤交替制労働者の大幅増員と働き続けられる夜勤改善をはじめとする労働環境改善が不可欠です。

厚生労働省の5局長通知を実効あるものにするためにも医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、持続可能な医療提供体制、安全・安心の医療・介護を実現することが求められています。

安全・安心の医療・介護実現のための看護師大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について要望します。

記

- 1 看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とし、労働環境を改善すること。
 - 2 医師・看護師、介護職員など大幅に増員すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年12月20日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

内閣総理大臣 野田佳彦様
厚生労働大臣 三井辨雄様
財務大臣 城島光力様
文部科学大臣 田中眞紀子様
総務大臣 樽床伸二様
秋田県知事 佐竹敬久様

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて12月定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後 2時36分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 吉 田 清 孝

副 議 長 中 田 謙 三

議 員 三 浦 桂 寿

議 員 佐 藤 誠